（適用除外）

第二百七十条の五　前条の規定にかかわらず、取引相手方に係る債券等の個別リスクを内部モデル方式を用いて適切に計測できない場合には、当該取引相手方に係る派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を、前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

2　カレント・エクスポージャー方式又は標準方式を用いて与信相当額を算出する特定のポートフォリオに含まれる派生商品取引については、あらかじめ金融庁長官に届け出た場合に限り、当該派生商品取引に係るＣＶＡリスク相当額を前節に定める標準的リスク測定方式を用いて算出することができる。

第二百七十四条第三項第十号中「第二条及び第十四条の算式」を「第二条第三号及び第十四条第三号の算式」に改める。

第二百九十二条第一号中「の項目」を「に掲げる項目（リスク管理上必要がないと認められる場合にあっては、ニに掲げる項目を除くことができる。）」に、「とする。また、連結子会社」を「とし、連結子法人等」に、「。ただし、ニについては、リスク管理上必要がないと認められる場合においては、合計の対象としないことができる」を「ものとする」に改め、同条第三号イ中「すべて」を「全て」に改める。

第三百二条の二第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百」に改める。

第三百二条の三第一号の表及び第二号の表中「自己資本控除」を「百・〇〇」に改める。

第三百二条の四第一項中「第三百二条の三」と」の下に「、「千二百五十パーセント」とあるのは「百パーセント」と」を加え、同条第三項中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第三百二条の五の見出し中「自己資本控除」を「百パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改め、同条第一項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同条第二項中「が自己資本控除とされる場合」を「に百パーセントのリスク・ウェイトが適用される場合」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第三百二条の五に次の一項を加える。

3　信用補完機能を持つＩ／Ｏストリップスについては、第二百四十七条（第一項第一号を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条中「千二百五十パーセント」とあるのは、「百パーセント」と読み替えるものとする。

第三百十三条第三項第二号中「（第九条第一項第一号に規定する「法人等」をいう。）」を削る。

第三百十五条第一項中「第三項第十号及び」を「同号及び」に改め、同条第三項第五号ロ及びヘ中「すべて」を「全て」に改め、同項第十号中「第二条及び第十四条の算式」を「第二条第三号及び第十四条第三号の算式」に改める。

第三百二十一条中「（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次条において同じ。）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

金融庁長官は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ、第十八条第四項第五号イ及び第十九条第四項第五号イの確認の権限のうち、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行以外の銀行に対するものを、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長。次項及び次条において同じ。）に委任する。

第三百二十二条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

銀行（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件第一条の表の一の項の銀行の欄に掲げる銀行を除く。以下この条において同じ。）は、第六条第四項第五号イ、第七条第四項第五号イ、第十八条第四項第五号イ又は第十九条第四項第五号イの確認の申請を行う場合において、当該銀行の本店の所在地を管轄する財務事務所、小樽出張所又は北見出張所があるときは、財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長を経由してしなければならない。

附則第十三条第一項第一号中「場合（」の下に「銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準及び銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十八号）第一条の規定による改正前の」を加え、同項第二号中「すべて」を「全て」に改める。

（銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部改正）

第二条　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を次のように改正する。

目次中「第一基準」を「国際統一基準」に、「第二基準」を「国内基準」に、「第百五十六条」を「第百五十六条―第百五十六条の三」に、「第七章　マーケット・リスク」を「第六章の二　ＣＶＡリスク相当額の算出方式（第二百四十八条の二）
第七章　マーケット・リスク
第一節　標準的リスク測定方式（第二百四十八条の三）
第二節　先進的リスク測定方式（第二百四十八条の四・第二百四十八条の五）」に改める。

第一条第一号中「昭和五十六年法律第五十九号。」を削り、同条第九号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号ロ中「金融機関の」の下に「Ｔｉｅｒ１資本の額又は」を加え、同条第十号の次に次の二号を加える。

十の二　国際統一基準行　第二条に規定する自己資本比率基準により自己資本比率を算出する銀行持株会社をいう。

十の三　国内基準行　第十四条に規定する自己資本比率基準により自己資本比率を算出する銀行持株会社をいう。

第一条第二十三号中「金融商品取引法第六十七条第二項」を「同法第六十七条第二項」に、「金融商品取引法第二条第八項第三号ロ」を「同法第二条第八項第三号ロ」に改め、同条第二十五号中「対するエクスポージャー」の下に「（ソブリン向けエクスポージャー又は金融機関等向けエクスポージャーに該当するものを除く。）」を加え、同条第三十六号ホを次のように改める。

ホ　土地開発公社、地方住宅供給公社及び地方道路公社向けエクスポージャー

第一条第三十六号リを次のように改める。

リ　信用保証協会等（信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会をいう。以下同じ。）向けエクスポージャー